

公開質問状

千葉県知事・堂本暁子 殿

耕作者：市東孝雄 （成田市天神峰63）

代理人：萩原 進 （成田市東峰107）

成田空港会社による耕作地の賃貸借契約解除の申請につき、知事は許可を相当とする県の判断を千葉県農業会議に諮問しました。私共は会議の一部始終を傍聴しましたが、耕作者本人ならびに弁護士代理人への事情聴取と現地調査の申し入れを聞き入れることなく行われた農地課の報告は、空港会社の説明を鵜呑みにした一方的なものであり、とうてい認められるものではありません。

本件耕作地は、18年前の1988年に耕作者の市東東市の同意をまったく得ることなく、空港会社が旧地主から買収したものです。この事実を隠すために、その後15年間にわたって、地代を旧地主が取り続けてきました。そして突然「地主」として現れた空港会社が賃貸借契約の解除を求めてきたのです。

農地課はこれらの経過に違法性はないとしたばかりか、成田市農業委員会による「地主・小作双方の了解を得て合意解約すべき」旨の異例といわれる意見書についても、「合意のために幾たびも面談した」という空港会社の虚偽の説明をもって報告としました。これでは別途提出された弁護士連署の法的問題の指摘と調査要求、成田市農業委員会の付帯意見等について慎重に調査し検討したとは言えません。

本件耕作地は市東孝雄の祖父の代の開墾に始まり90年間3代に渡って耕作されてきました。耕作者本人は精魂込めて無農薬・有機農法の畑に育てたこの耕作地で、今後も野菜作りを続ける強い意思をもっています。

また、事業認定が失効し収用手続きの一切を政府が取り下げた農地を、数々の違法な手続きで取り上げるという今回の申請に、知事が加担するのも納得できません。

以上のことから公開質問に及ぶ次第です。知事が最終判断をする前に質問に答えられるよう強く要請します。

1. 農地課は「農地法第5条ならびに農水省令第7条11項により、成田空港用地への転用については知事の許可が免除されている」とし、よって「小作人の同意をえることなく耕作地は売買できる」としました。確かに成田空港については知事の転用許可が不要とされています。しかしこのことと小作人の同意が不要であるということとは別問題です。いかな

- る根拠で、小作人の同意を不要とするのか子細に答えられたい。
2. 仮に、所有権を非農耕者である空港会社に移転するにあたって小作人の同意が不要した場合、耕作者保護を原則とする農地法第1条の趣旨に照らして、小作人の権利はどこに担保されているのか。答えられたい。
 3. 本件耕作地の所有権移転の時期について、農地課は「平成15年（2003年）に所有権のみ地主より買収」と説明しました。このように認定した千葉県の根拠を明らかにされたい。
 4. 位置特定については、そもそも農地課が説明した旧地主の藤崎政吉の地積測量図自体に誤認がありました。このことは公図ならびに1989年の航空写真等から明らかであることを、私共は訴えてきました。この指摘について農地課は調査したのでしょうか。私共が知事に送達した書類（「空港会社の賃貸借解除申請書には重大な誤りがあり、調査のうえ却下すべきです」と要望書3）に即して具体的に説明されたい。
 5. 空港会社の動向について農地課は「耕作者本人に幾たびも会って交渉を重ねたが受け入れられなかった」と報告しましたが、これは事実と反する虚偽の報告です。農地課はこの点について耕作者本人に事情を聞くなどの独自の調査をしたのか、調査しないのはなぜか、答えられたい。
 6. 以上のとおり、農地課の報告と農業会議の答申には、当事者からの聴取がなされなかったために、事実認定等について重大な誤りがあります。知事は決定以前に課員に指示して聴取と調査を行うべきと考えるが如何か？

以上、書面にて回答願います。

2006年9月20日

回答書送達先：〒286-0102 成田市天神峰63 市東孝雄
〒286-0103 成田市東峰107 萩原 進

堂本知事に公開質問

農地取り上げ決定前に 数々の疑問に答えるべきです

成田空港会社が成田市の専業農家・市東孝雄さんから農地を強引に取り上げようと知事に申請している問題で、堂本知事は農業会議に「許可相当」とする県の判断を諮問（しもん）し、県農業会議は 14 日、不当にもそのまま「許可」を答申しました。

会議の一部始終を見守っていた市東さん本人と私たちは、農地課のあまりにデタラメな経過報告と、農業会議員の質疑の無責任に悔しさがこみあげました。

農業会議における農地課の報告は、まるで空港会社の広報係。県としての独自調査をすることもなく、虚偽の内容を含む空港会社の説明をそのまま鵜呑みにしたものでした（詳細は裏面）。

耕作者本人から事情を聴取せず、畑の実地調査も放棄して、どうして誠実に農業を営む者から農地を取り上げることができるのでしょうか！

堂本知事は、「あくまで事務手続きに関与したにすぎない」（千葉日報報道）などと言い訳するのではなく、農業者から農地を奪うこの問題に正面から向き合い、責任をもって答えるべきです！

堂本知事に問う——

1. 県農地課は「成田空港用地への農地転用は、知事の許可がいない」によって「用地買収においても小作人の同意は不要」というが、転用許可の不要と小作人の同意の不要はまったく別問題。いかなる法的根拠で、小作人の同意が不要というのか？ 耕作者の権利はどこで保障されるのか？

2. 農地を空港会社が取得した時期を 2003 年とする農地課の根拠はなにか？ 1988 年から 2003 年まで 15 年間の地代のだまし取りについてなぜ調査しないのか？

3. 「合意を得るよう努力した」という空港会社の説明について、農地課は市東さん本人に確かめたのか？ この 100 パーセント嘘の説明を採用することは、成田市農業委員会の付帯意見をも踏みにじることになるが、そうではないのか？

4. 空港会社の申請書にある位置特定の錯誤を、なぜ調査しないのか？

———上記の質問内容は、別途、堂本知事に届けました。
知事は決定する前に答えるべきです！

2006. 9. 21

三里塚芝山連合空港反対同盟

（連絡先）事務局長・北原鉦治 成田市三里塚 115

あまりにデタラメ！「許可」の諮問と県農地課の経過報告（9・14 農業会議）

堂本知事の農地取り上げを許すな！